

## 令和6年第2回弘前市教育委員会会議録

日時 令和6年2月19日(月)  
午後1時～午後1時40分  
場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

### ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告・議案の審議  
報告第2号 臨時代理の報告について  
(弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例案の市長への送付について)  
報告第3号 臨時代理の報告について  
(令和5年度教育費補正予算案に対する意見申出について)  
議案第1号 県費負担教職員の異動内申について
- 6 閉会宣告

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席委員

1番 吉田 健 委員、4番 日景 弥生 委員、5番 齋藤 由紀子 委員

### ◇欠席委員

2番 柿崎 良樹 委員、3番 村谷 要 委員

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 成田 正彦、学校教育推進監兼学校指導課長 鈴木 一哉、  
教育総務課長 菅野 洋、学校整備課長 高山 知己、  
学務健康課長 相馬 隆範、教育センター所長 成田 頼昭、  
生涯学習課長 原 直美、中央公民館長 中川 元伸、  
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 熊谷 義昭、文化財課長 石岡 博之

### ◇出席事務局職員

午後1時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和6年第2回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は3名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に4番 日景 弥生 委員と5番 齋藤 由紀子 委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が2件、議案が1件となっております。

報告第3号は令和5年度補正予算の成立過程における案件であることから、また、議案第1号は県費負担教職員の人事に関する事項であることから弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、報告第3号及び議案第1号は非公開で審議することといたします。

・報告第2号

○教育長（吉田 健） 報告第2号 臨時代理の報告、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（菅野 洋） 報告第2号 臨時代理の報告について、ご説明申し上げます。本報告は、地方自治法の一部改正に伴い、教育職の会年度任用職員に対する給与の種類に勤勉手当を追加するなど、所要の改正をする条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

第1条では、教育職の会計年度任用職員の給与改定の遡及適用に係る改正について規定しています。会計年度任用職員の給与改定については、国の通知等において、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて行うことを基本とするように示されたところであり、このことを受け当市の行政職等の会計年度任用職員については、年度途中で給与改定があった場合に、弘前市職員給与条例の適用を受け

る職員と同様に改正後の基本給表の遡及適用ができるよう取り扱うこととし、令和5年度の給与改定に係る差額を令和6年3月に支給することとしております。このことから、教育職の会計年度任用職員についても同様の取扱いとするため改正をするものであります。

第2条では、教育職の会計年度任用職員の勤勉手当支給に係る改正について規定しています。会計年度任用職員に対する勤勉手当については、地方自治法の改正により支給することができることとなり、国の通知等において令和6年度から支給すべきとされました。このことを受け、当市の行政職等の会計年度任用職員については令和6年度から支給することとしていることから、教育職の会計年度任用職員についても、これに準じた取扱いとするため改正するものであります。

附則第1項では、この条例は令和6年4月1日から施行する旨を定めています。ただし、第1条の給与改定の遡及適用に係る改正については、公布の日から施行することとしています。附則第2項では、第1条の給与改定の遡及適用に係る改正規定による改正後の本条例の規定は、令和5年4月1日から適用する旨を規定しています。附則第3項では、既に支給された給与は、改正後の規定による内払とみなして、本条例の改正により発生する差額分を支給する旨を規定しております。なお、附則第4項では、前項に定めるほか、必要な事項は教育委員会が定める旨を規定しております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第2号は承認されました。

・報告第3号

○教育長（吉田 健） 報告第3号 臨時代理の報告、令和5年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり承認）

・議案第1号

○教育長（吉田 健） 議案第1号 県費負担教職員の異動内申について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和6年第2回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時40分 閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

署名者 日 景 弥 生

署名者 齋 藤 由紀子